

平成 4 年度税制改正の要綱

〔平成 4 年 1 月 10 日〕
閣 議 決 定

土地の相続税評価の適正化に伴う相続税の負担調整等を行い、租税特別措置の整理合理化等課税の適正・公平の確保を推進するとともに、現下の極めて厳しい財政事情を踏まえ極力税収を確保する観点から税制上所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 相続税等の負担調整

土地の相続税評価の評価割合を地価公示価格水準の 8 割程度に引き上げる等の適正化に伴う相続税等の負担調整を次のとおり行う。

1 相続税の課税最低限の引上げ

相続税の遺産に係る定額控除及び法定相続人比例控除を次のとおり引き上げる。

	現 行	改 正 案
定 額 控 除	4,000 万円	4,800 万円
法 定 相 続 人 比 例 控 除	800 万円に法定 相続人の数を 乗じた金額	950 万円に法定 相続人の数を 乗じた金額

2 相続税の税率の適用区分の拡大

税率の適用区分を次のとおり拡大する。

税 率	現 行	改 正 案
10%	400 万円以下の金額	700 万円以下の金額
15%	800 万円 "	1,400 万円 "
20%	1,400 万円 "	2,500 万円 "
25%	2,300 万円 "	4,000 万円 "
30%	3,500 万円 "	6,500 万円 "
35%	5,000 万円 "	1 億円 "
40%	7,000 万円 "	1 億 5,000 万円 "
45%	1 億円 "	2 億円 "
50%	1 億 5,000 万円 "	2 億 7,000 万円 "
55%	2 億円 "	3 億 5,000 万円 "
60%	2 億 5,000 万円 "	4 億 5,000 万円 "
65%	5 億円 "	10 億円 "
70%	5 億円を超える金額	10 億円を超える金額

3 贈与税の税率の適用区分の拡大

税率の適用区分を次のとおり拡大する。

税率	現 行	改 正 案
10%	100万円以下の金額	150万円以下の金額
15%	120万円 "	200万円 "
20%	150万円 "	250万円 "
25%	200万円 "	350万円 "
30%	300万円 "	450万円 "
35%	400万円 "	600万円 "
40%	600万円 "	800万円 "
45%	800万円 "	1,000万円 "
50%	1,200万円 "	1,500万円 "
55%	2,000万円 "	2,500万円 "
60%	3,000万円 "	4,500万円 "
65%	7,000万円 "	1億円 "
70%	7,000万円を超える金額	1億円を超える金額

4 小規模宅地等（200㎡）についての相続税の課税の特例の拡充

特例の減額割合を次のとおり引き上げる。

	現 行	改 正 案
事業用宅地等	60%	70%
居住用宅地等	50%	60%

5 その他

(1) 相続税の申告期限の延長

相続税の申告期限（現行6か月以内）を平成5年以降段階的に延長し、平成8年以降10か月以内とする。

なお、平成4年1月1日から同年6月30日までの間の相続分については、申告期限を同年12月31日まで延長する。

(注) 平成5年から平成7年までの間の相続分については所要の経過措置を設ける。

(2) 延納・物納制度の改善合理化

相続税の延納について、贈与税の延納と同様に「金銭で一時に納付することを困難とする事由がある場合」の要件を加える。

物納について、国税局長が必要と認めるときは、税務署長に代わって、国税局長がその事務を行えることとする等所要の整備を図る。

6 適用期日

上記の改正は、平成4年1月1日以後の相続又は贈与から適用する。

二 租税特別措置の整理合理化等

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

1 租税特別措置の廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- (1) みなし法人課税を選択した場合の課税の特例
 - (2) エネルギー環境変化対応投資促進税制
 - (3) 石炭鉱業会社の所得計算の特例
 - (4) 関西文化学術研究都市における文化学術研究交流施設の設置等を行う会社に対し出資をした場合の課税の特例
 - (5) 繊維工業構造改善臨時措置法の規定による承認に係る合併登記等に対する登録免許税の税率の軽減
- (注) 上記(1)の改正は、平成5年分の所得税から適用する。

2 租税特別措置の縮減合理化等

(1) 税額控除等

中小企業新技術体化投資促進税制について、対象事業を拡充した上、対象設備を見直し、その適用期限を2年延長する。

中小企業等基盤強化税制について、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に規定する特定中小企業者が取得する機械及び装置を適用対象から除外する。

技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、特許権等の譲渡等による収入金額に係る控除率を100分の8(現行100分の12)に引き下げるとともに、適用対象となる生産設備等の建設等に関する役務の提供の範囲に環境対策関連設備の建設等に係るものを追加した上、その適用期限を2年延長する。

農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、出資金1億円超の組合に係る累積留保金額に応じた控除率を100分の22、100分の16及び100分の12(現行100分の23、100分の17及び100分の13)にそれぞれ引き下げる。

(2) 特別償却制度等

公害防止用設備の特別償却制度について、償却割合を100分の18(現行100分の19)に引き下げるとともに、産業廃棄物の総合的処理施設の整備の促進に関する法律(仮称)の制定に伴い、同法の認定を受けた事業者が認定計画に従って取得するものについては、一定の要件の下で、取得価額の100分の20の特別償却を認める。

廃棄物再生処理用設備の特別償却制度について、対象設備の見直しを行う。

高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却制度について、対象となる取得期間を開発計画承認後10年以内(現行8年以内)に延長した上、償却割合を、開発計画承認後8年超10年以内の期間にあっては機械及び装置100分の15(現行100分の20)、建物100分の8(現行100分の10)にそれぞれ引き下げるとともに、対象事業の縮減を行う。

特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却制度について、対象設備の縮減を行った上、集積促進計画の承認期限を2年延長する。

農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度について、機械及び装置に係る償却割合を100分の15(現行100分の16)に引き下げるとともに、半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、対象資産の取得価額の最低限度を1,900万円(現行1,700万円)に引き上げた上、これらの地区又は地域に係る適用期限等を2年延長する。

産炭地域における工業用機械等の特別償却制度について、稼行炭鉱の所在市町村に係る償却割合を、機械及び装置にあっては100分の20(現行100分の15)、工場用建物等にあっては100分の10(現行100分の8)に引き上げる等の措置を講じた上、新規閉山地区に係る対象資産の取得価額の最低限度を1,900万円(現行1,700万円)に引き上げる。

医療用機器等の特別償却制度について、適用対象となる取得価額の最低限度を200万円(現行180万円)に引き上げるとともに、対象設備に看護業務の省力化に資する機器を加え、当該機器については取得価額の100分の20の特別償却を認める。

新築貸家住宅の割増償却制度について、次の改正を行った上、その適用期限を2年延長する。

イ 貸家住宅に係る建築費単価要件を引き上げるとともに、割増率を耐用年数45年以上のものにあっては100分の34(現行100分の40)、耐用年数45年未満のものにあっては100分の20(現行100分の24)にそれぞれ引き下げる。

ロ 対象となる貸家住宅のうち、三大都市圏における特定の優良貸家住宅について、耐用年数 45 年以上のものにあつては 100 分の 70、耐用年数 45 年未満のものにあつては 100 分の 50 の割増償却を認める。

特定再開発建築物等の割増償却制度について、対象建築物を縮減する。

倉庫用建物等の割増償却制度について、割増率を 100 分の 18(現行 100 分の 20)に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却制度について、機械等に係る償却割合を 100 分の 17(現行 100 分の 18)に引き下げる。

登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の特例制度について、耐用年数の短縮の限度を 100 分の 18(現行 100 分の 20)に引き下げる。

(3) 登録免許税の特例

国有農地の売渡し等に係る所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、農地法第 36 条の規定により土地の売渡しを受けた場合の所有権の移転登記に対する軽減税率を 1,000 分の 20(現行 1,000 分の 16)に、農地法第 61 条又は第 74 条の 2 の規定により土地の売渡し又は譲与を受けた場合の所有権の移転登記に対する軽減税率を 1,000 分の 25(現行 1,000 分の 20)に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、適用対象となる登記の範囲を見直した上、その適用期限を 2 年延長する。

森林整備法人の分収育林契約に係る地上権の設定登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 20(現行 1,000 分の 18)に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

農業振興地域の整備に関する法律又は集落地域整備法に基づく交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 35(現行 1,000 分の 30)に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

時効により取得した土地の所有権の保存登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 4(現行 1,000 分の 3)に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

次に掲げる勧告等によって法人の設立等が行われる場合の登記に対する税率の軽減措置について、現物出資等に係る不動産の所有権の移転登記に対する軽減税率を 1,000 分の 35(現行 1,000 分の 30)に、合併による不動産の権利等の移転登記に対する軽減税率を 1,000 分の 3(現行 1,000 分の 2)に引き上げた上、口からホまでに係る適用期限を 2 年延長する。

イ 行政機関の法令の規定に基づく勧告又は指示

ロ 卸売市場法の規定に基づく認定

ハ 漁業再建整備特別措置法の規定に基づく認定

ニ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づく承認

ホ 中小企業近代化促進法の規定に基づく承認

公的医療機関の開設者等が移譲等を受けた国立病院等に係る不動産の所有権の移転登記に対する免税措置を廃止し、1,000 分の 6(本則 1,000 分の 50)の税率による軽減措置に改めた上、その適用期限を 2 年延長する。

民間事業者の能力の活用により整備される特定の係留施設に係る土地の所有権の保存登記に対する免税措置を廃止し、1,000 分の 2(本則 1,000 分の 6)の税率による軽減措置に改めた上、その適用期限を 2 年延長する。

特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する免税措置を廃止し、1,000 分の 6(本則 1,000 分の 50)の税率による軽減措置に改めた上、その適用期限を 2 年延長する。

(4) その他

開墾地等の農業所得の免税制度について、適用対象農産物の見直しを行った上、その適用期限を 5 年延長する。

国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の非課税制度について、重要文化財に準ずる文化財を国に譲渡した場合の譲渡所得についてはその 2 分の 1 相当額を課税とした上、その適用期限を 5 年延長する。

(注) 上記 の改正は、平成 4 年 4 月 1 日以後に行う資産の譲渡について適用する。

法人税の欠損金の繰戻しによる還付制度について、解散等の場合を除き、2 年間その適用を停止する。

特定の輸入石油製品等に対する石油税の免税措置について、対象範囲の縮減を行った上、その適用期限を 2

年延長する。

3 住宅税制

- (1) 住宅取得促進税制の適用期限を2年延長する。
- (2) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- (3) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、適用対象となる者の所得要件を年間所得金額1,000万円以下（現行800万円以下）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- (4) 農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅転用に係る経過措置について、建築費単価要件を引き上げる。

4 土地税制

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象に、次の土地等の譲渡を加える。

日本道路公団、日本鉄道建設公団等その出資金額の全額が国又は地方公共団体により出資されているものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が収用の対償に充てられるもの

住宅建設の用に供される一団の宅地（一団の宅地の面積が1,000㎡以上のものであること等一定の要件を満たすものに限る。）の造成が組合施行による土地区画整理事業として行われる場合におけるその組合員となる個人又は法人に対するその施行予定区域内の土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの

（注）上記の改正は、平成4年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

- (2) 収用等の場合の5,000万円特別控除について、次の措置を講ずる。

適用対象に、新幹線鉄道規格新線又は新幹線鉄道直通線の建設に係る事業用地が地方公共団体等に代行買収される場合及び当該事業に関連して施行される道路に関する事業用地が日本鉄道建設公団に代行買収される場合を加える。

収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明書制度の対象に、都道府県の設置に係る運転免許センターの用地として土地等が買い取られる場合を加える。

（注）上記及びの改正は、平成4年4月1日以後に行う資産の譲渡について適用する。

- (3) 地方公共団体が行う地域改善対策特定事業の用に供するために土地等が買い取られる場合には、引き続き、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除を適用する。
- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象に、個人が土地改良法又は農用地整備公団法の規定に基づく創設農用地換地により土地等を取得しなかったこと等に伴い清算金を取得した場合を加える。
- (5) 法人の一般の土地譲渡益重課制度について、国、地方公共団体、住宅・都市整備公団等及び一定の優良な住宅地開発事業等に対する譲渡を適用除外とする。
（注）上記の改正は、平成4年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。
- (6) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火共同住宅の建設のための買換え・交換の場合の課税の特例について、その適用対象地域である三大都市圏の近郊整備地帯等のうち既成市街地等に準ずる区域に、特定の市の市街化区域を加える。

5 青色申告特別控除制度の創設

- (1) 次により青色申告特別控除制度を創設する。

事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者については、35万円の所得控除を適用する。

上記 以外の青色申告者については、10万円の所得控除を適用する。

上記 の控除については、当分の間（5年間）、青色申告書に損益計算書に加えて貸借対照表を添付している者についてはその適用を認めることとする。

(2) 上記 (1) の特別控除の創設により、青色申告控除制度は廃止する。

(注) 上記 (1) 及び (2) の改正は、平成5年分の所得税から適用する。

6 そ の 他

(1) 青色申告書を提出する個人で平成4年4月1日から平成6年3月31日までの間に農用地利用増進法による経営規模拡大計画の認定を受けたものが、当該認定のあった日以後5年以内に農地等を取得して、新たに農業を営むこととなった場合又は営農の規模を一定以上拡大した場合には、一定の要件の下で、当該認定のあった日の属する年以後5年内の各年12月31日において有する機械装置等について、100分の20（新たに農業を営む場合には、100分の30）の割増償却を認める。

(2) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税制度について、海外転勤者の非課税継続適用期間を7年（現行5年）に延長する。

(3) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、老人保健法の規定によって老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を加える。

(4) 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税の適用対象に、商法の規定に基づく発行法人への端株の譲渡を加える。

(注) 上記の改正は、平成4年4月1日以後に行う上場株式等の譲渡について適用する。

(5) 外国法人が短期国債及び政府短期証券（その発行の日から償還の日まで引き続き国債の一括登録に関する省令の規定による一括登録を受けていたものに限る。）について支払を受ける償還差益（国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける当該償還差益で国内において行う事業に帰せられるものを除く。）については、所得税及び法人税を課さないこととし、源泉徴収された所得税額を償還時に全額還付する。

(注) 上記の改正は、平成4年4月1日以後に発行される割引債の償還差益について適用する。

(6) エネルギーの需給対策に資する減価償却資産について、2年間の措置として、一定の要件の下に、取得価額の100分の30（海外の生産油田に係る鉱業権等にあつては100分の15）の特別償却と取得価額の100分の7（当該鉱業権等にあつては100分の3.5）の特別税額控除（当期の税額の100分の20相当額を限度とする。）とのいずれかの選択を認めるエネルギー需給構造改革投資促進税制を創設する。

(7) 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（仮称）の制定に伴い、3年間の措置として、次の措置を講ずる。

同法の認定を受けた外資系企業が取得する一定の建物及び機械装置について、一定の要件の下に5年間20%の割増償却を認める。

同法の認定を受けた外資系企業の設定等の日から3年以内の各事業年度（の割増償却の適用を受けた事業年度を除く。）において生じた欠損金について、一定の要件の下に、繰越控除期間を7年間（現行5年間）とする特例措置を講ずる。

(8) 地域中小企業集積活性化促進臨時措置法（仮称）の制定に伴い、次の措置を講ずる。

同法の承認を受けた事業計画を実施する中小企業者を、一定の要件の下に、中小企業等基盤強化税制の適用対象に追加するとともに、当該計画に基づき取得する機械及び装置を適用対象とする。

同法の事業計画を実施する組合が構成員に賦課する負担金について特別償却を認めるとともに、増加試験研究費の税額控除の対象に加え、組合が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める。

(9) 特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例の適用対象に次のものを追加し、課税繰延割合を60%とする。

譲渡資産 中小企業近代化促進法の特定業種（沖縄振興開発特別措置法の特定業種を含む。）若しくは進出促進業種に属する事業を営む中小企業者、繊維工業構造改善臨時措置法の繊維工業に属する事業を営む者又は石炭鉱業構造調整臨時措置法（仮称）の新分野開拓等事業計画に係る承認事業者（親会社を含む。）の当該事

業の用に供されていた土地等、建物等又は構築物で昭和57年1月1日前に取得したもの（承認事業者（親会社を含む。）にあっては新分野開拓等事業計画を実施するために必要と認められるものに限る。）

買換資産 構造改善又は事業転換のために必要とされる建物等（貸付用のものを除く。）及び機械装置

（注）上記の改正は、平成4年4月1日以後に行う資産の譲渡について適用する。

（10）電線類地中化設備の特別償却制度について、対象設備に先行地中化設備を追加する。

（11）特定電気通信設備の特別償却制度について、対象設備を拡充する。

（12）商業施設等の特別償却制度について、中小企業物流効率化法（仮称）の制定に伴い、同法の物流効率化計画に係る建物等で組合が取得するものを対象施設に追加し、取得価額の100分の8の特別償却を認める。

（13）伝統的工艺品産業の振興に関する法律の一部改正に伴い、次の措置を講ずる。

伝統的産業資源活用計画を実施する組合が構成員に賦課する負担金について特別償却を認めるとともに、増加試験研究費の税額控除の対象に加え、組合が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める。

伝統的工艺品産業振興準備金について、その適用対象となる伝統的工艺品産業に関する振興計画の範囲に共同需要開拓事業に係るものを追加した上、その適用期限を2年延長する。

（14）特定災害防止準備金制度について、露天炭鉱の復元に充てるための準備金の積立てを認める。

（15）旧自作農創設特別措置法等に基づく売渡し等に係る土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、その適用期限を5年延長する。

（16）探鉱準備金及び海外探鉱準備金制度について、その適用期限を3年延長する。

（17）次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税

山林を現物出資した場合の所得税の納期限の特例

船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収の不適用

低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却

海外投資等損失準備金

中小企業構造改善準備金等

下請中小企業振興準備金等

中小企業知識融合開発準備金等

金属鉱業等鉱害防止準備金

海洋油田・ガス田廃鉱準備金

特定都市鉄道整備準備金

証券取引責任準備金

商品取引責任準備金

中小企業の貸倒引当金の特例

事業協同組合等が中小企業事業団から融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

事業協同組合等が公害防止事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

特定の外航船舶等の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減

特定の国産石油製品に対する石油税の還付

（18）入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置について、その適用期限を1年延長する。

三 当面の財政事情等に対応するための増収措置

1 法人特別税（仮称）の創設

次により法人特別税を創設する。

（1）納税義務者

法人税が課されるすべての法人

(2) 課税標準

各事業年度の基準法人税額のうち 400 万円を超える部分

(3) 税率

2.5%

(4) 適用期間

2 年間（平成 4 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度）

2 普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例

普通乗用自動車の譲渡又は保税地域からの引取りに係る消費税の税率は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日までの間 4.5%とする特例措置を講ずる。

（注）適用対象となる普通乗用自動車の範囲は、現行消費税法の経過措置の対象とされている普通乗用自動車と同様のものとする。

四 そ の 他

1 特定退職金共済団体の資産運用の方法に、信託業務を営む銀行又は信託会社への取得公社債の信託を加える。

2 寄付金の損金不算入に対する特例等の対象となる特定公益増進法人の範囲に、日本体育・学校健康センター等を加える。

3 法人の海外関係会社からの借入金が、原則として、自己資本の 3 倍を超える場合には、その超過額に対応する支払利子は損金の額に算入しないこととする。

4 タックス・ハイブン税制について、現行の軽課税国指定制度を廃止し、海外子会社等が軽課税国に所在するかどうかの判定は子会社等ごとに行うこととする等所要の整備を行う。

5 外国税額控除制度について、間接税額控除の対象範囲に外国孫会社の支払った外国法人税の額を含めるとともに、所要の経過措置を講じた上、控除限度額の計算の基礎となる国外所得から外国で課税されない所得の 3 分の 2（現行 2 分の 1）を除外する。

6 非居住者に支払う芸能人等の報酬に対する源泉徴収制度について、その対象範囲を拡充するとともに、外国の芸能法人等に対する租税条約の免税手続を現行の源泉徴収時における免税方式から事後的に還付する方式に改める。

（注）上記の改正は、平成 4 年 4 月 1 日以後に行う芸能人等の役務提供に係る報酬で同日以後に支払われるものについて適用する。

7 土地等の現物出資をした場合の課税の特例制度について、外国法人がその現物出資により国内の事業を廃止する場合には特例の対象外とする等所要の整備を行う。

8 変動所得の範囲に、まだい及びひらめの養殖から生ずる所得を加える。

9 日本国有鉄道清算事業団の発行する株式変換予約権付事業団債の譲渡及び権利行使については、課税上、転換社債の場合と同様の扱いとなるよう所要の措置を講ずる。

10 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、日本体育・学校健康センター等を加える。

11 個人事業者に係る消費税の確定申告期限の特例措置の適用期限を 2 年延長する。

12 清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、適用対象者の範囲を 1,300kl 以下（現行 1,000kl 以下）に拡大するとともに、軽減率を 30%（現行 25%）に引き上げる。

13 石油化学製品の製造の用に供される特定の輸入原油について、2 年間の措置として石油税の免税措置を講ずる。

14 取引所税における米ドル・日本円通貨先物取引及び米ドル短期金利先物取引の非課税措置並びに日本円短期金利先物取引の軽減措置については、それぞれ平成 7 年 3 月 31 日まで継続する。

15 沖縄振興開発特別措置法の延長等に伴い、沖縄に関する課税の特例について、所要の見直しを行った上、その適用期限を原則として 5 年延長する。

(別表)

平成4年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 小規模宅地等に係る相続税の課税の特例の拡充	390	190
2. 租税特別措置の整理合理化等		
(1) 法人税の欠損金の繰戻還付制度の適用停止	-	500
(2) その他	200	220
計	200	720
3. 当面の財政事情等に対応するための増収措置		
(1) 法人特別税の創設	4,100	4,040
(2) 普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例	820	800
計	4,920	4,840
合計	4,730	5,370

(備考) 上記のほか、

1. 土地の相続税評価の適正化(2,990億円)に伴う相続税等の負担調整は、次のように見込まれる。

(1) 相続税の課税最低限の引上げ 450億円

(2) 税率の適用区分の拡大 2,540億円

2. 消費税の地方譲与分の増収額は200億円と見込まれる。

五 その他所要の税制の整備を行う。

(備考)

以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

表1 国民所得に対する租税負担率

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			負 担 率	
		国 税	地方税	計	国 税	計
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
昭和9～11年度……	14,372	1,226	629	1,855	8.5	12.9
	億円	億円	億円	億円		
24……………	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	28.4
25……………	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	22.4
30……………	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	18.9
35……………	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	18.9
36……………	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	19.5
37……………	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	19.3
38……………	210,933	27,306	12,129	39,435	12.9	18.7
39……………	240,514	31,592	13,996	45,588	13.1	19.0
40……………	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	18.0
41……………	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	17.2
42……………	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	17.4
43……………	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	18.1
44……………	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	18.3
45……………	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	18.9
46……………	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	19.2
47……………	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	19.8
48……………	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	21.4
49……………	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	21.3
50……………	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	18.3
51……………	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	18.8
52……………	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	18.9
53……………	1,717,785	(208,721)	122,371	(331,092)	(12.2)	(19.3)
		232,239		354,610	13.5	20.6
54……………	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	21.4
55……………	1,995,902	283,688	158,938	442,626	14.2	22.2
56……………	2,097,489	304,551	173,255	477,806	14.5	22.8
57……………	2,193,918	320,031	186,286	506,317	14.6	23.1
58……………	2,308,057	341,621	198,413	540,034	14.8	23.4
59……………	2,436,089	367,748	214,939	582,687	15.1	23.9
60……………	2,595,898	391,502	233,165	624,667	15.1	24.1
61……………	2,693,947	428,510	246,282	674,792	15.9	25.0
62……………	2,817,375	478,068	272,040	750,108	17.0	26.6
63……………	2,995,894	521,938	301,169	823,107	17.4	27.5
平成元……………	3,197,384	571,361	317,951	889,312	17.9	27.8
2……………	3,443,293	627,798	334,504	962,302	18.2	27.9
3 補正後 ……	3,632,000	623,977	350,966	974,943	17.2	26.8
4 予 算 ……	3,798,000	653,734	347,484	1,001,218	17.2	26.4

(備考)1 国税には特別会計及び日本専売公社納付金を含み、平成2年度までは決算額、3年度は補正(第1号)後予算額、4年度は予算額によった。なお、昭和53年度のかっこ内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

2 地方税は平成2年度までは決算額、3年度及び4年度は見込額である。

表2 直接税及び間接税等の比率

年 度	総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	比 率	比 率	比 率	比 率	比 率	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和9～11年度……	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
24……………	6,361	100	3,444	54.1	2,917	45.9
25……………	5,702	100	3,136	55.0	2,566	45.0
30……………	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35……………	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
36……………	22,269	100	12,277	55.1	9,922	44.9
37……………	23,897	100	13,815	57.8	10,082	42.2
38……………	27,306	100	15,826	58.0	11,480	42.0
39……………	31,592	100	18,467	58.5	13,125	41.5
40……………	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
41……………	36,630	100	21,718	59.3	14,912	40.7
42……………	43,946	100	26,624	60.6	17,322	39.4
43……………	53,220	100	32,826	61.7	20,394	38.3
44……………	64,532	100	41,174	63.8	23,358	36.2
45……………	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
46……………	84,426	100	56,559	67.0	27,867	33.0
47……………	103,977	100	70,403	67.7	33,574	32.3
48……………	140,473	100	101,609	72.3	38,864	27.7
49……………	157,544	100	116,497	73.9	41,047	26.1
50……………	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
51……………	168,020	100	113,509	67.6	54,511	32.4
52……………	184,341	100	124,985	67.8	59,356	32.2
53……………	(208,721)	(100)	(140,325)	(67.2)	(68,396)	(32.8)
	232,239	100	160,888	69.3	71,351	30.7
54……………	249,566	100	170,827	68.4	78,739	31.6
55……………	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
56……………	304,551	100	213,550	70.1	91,001	29.9
57……………	320,031	100	226,446	70.8	93,585	29.2
58……………	341,621	100	242,535	71.0	99,086	29.0
59……………	367,748	100	262,813	71.5	104,935	28.5
60……………	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
61……………	428,510	100	313,144	73.1	115,366	26.9
62……………	478,068	100	350,270	73.3	127,798	26.7
63……………	521,938	100	382,228	73.2	139,710	26.8
平成元……………	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
2……………	627,798	100	462,971	73.7	164,827	26.3
3 補正後 ……	623,977	100	456,350	73.1	167,627	26.9
4 予 算 ……	653,734	100	484,560	74.1	169,174	25.9

(備考)1 本表は国税について作成したものであり、その範囲等については前掲表1備考1参照。

2 直接税、間接税等の区分は下記による。

直接税 所得税、法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの

表3 主要経済指標の見通し

1 国民総生産	平成2年度 (実績)	平成3年度 (実績見込み)	平成4年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成3年度	平成4年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	%程度	%程度
民間最終消費支出	247.6	262.4	277.5	6.0	5.8
民間住宅	25.6	23.6	24.7	7.6	4.5
民間企業設備	86.3	90.2	94.8	4.5	5.1
民間在庫品増加	2.7	2.4	2.8	9.1	15.4
政府支出	68.2	72.1	74.2	5.7	3.0
最終消費支出	39.5	41.9	43.0	6.0	2.7
固定資本形成	28.6	30.2	31.2	5.6	3.3
輸出と海外からの所得	65.0	67.3	70.6	3.5	4.9
(控除)輸入と海外への所得	58.4	57.1	60.9	2.2	6.7
国民総生産	436.9	460.8	483.7	5.5	5.0
(同・実質)	-	-	-	3.7	3.5

2 労働・雇用	平成2年度 (実績)	平成3年度 (実績見込み)	平成4年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成3年度	平成4年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
総人口	12,358	12,400	12,435	0.3	0.3
15歳以上人口	10,116	10,225	10,315	1.1	0.9
労働力人口	6,414	6,525	6,590	1.7	1.0
就業者総数	6,280	6,380	6,445	1.6	1.0
雇用者総数	4,882	5,035	5,135	3.1	2.0

(注)ドルベースの数字は、円ベースの計数を、一定の換算レートにより機械的にドル換算したものである。

(備考)上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、「平成4年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(平成4年1月24日閣議決定)において表明されている経済運営の下で想定された平成4年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

3 生産活動	平成3年度 (実績見込み)	平成4年度 (見通し)
	%程度	%程度
鉱工業生産指数・増減率	0.9	3.0
農林漁業生産指数・増減率	3.0	4.3
国内貨物輸送(トン・キロ)・増減率	1.6	2.2
国内旅客輸送(人・キロ)・増減率	2.4	2.8

4 物 価	平成3年度 (実績見込み)	平成4年度 (見通し)
	%程度	%程度
総合卸売物価指数・騰落率	0.4	0.2
消費者物価指数・騰落率	2.9	2.3

5 国 際 収 支	平成 2 年度 (実 績)	平成 3 年度 (実績見込み)	平成 4 年度 (見 通 し)	対前年度比増減率	
				平成 3 年度	平成 4 年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
経 常 収 支	4.7	9.7	9.3	-	-
(ド ル ベ ー ス)	(337 億ドル)	(725 億ドル)	(710 億ドル)	-	-
貿 易 収 支	9.8	13.2	12.6	-	-
(ド ル ベ ー ス)	(699 億ドル)	(985 億ドル)	(965 億ドル)	-	-
輸 出	40.8	41.1	43.0	0.7	4.6
輸 入	31.0	27.9	30.4	10.0	9.0